

# 配食サービスを申請される方へ

## 1 配食サービス事業について

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の介護保険認定を受けている方で、老衰や心身の障害などのため家庭での調理が困難な場合、調理された食事の配食を行います。

## 2 配食サービスの内容

毎週月曜日から土曜日のうち5日間を限度に、調理された夕食を配達します。

(1) 配達時間 午後4時頃から6時頃の間

※利用する事業者と利用者の居住学区によって前後することがあります。

(2) 利用料金 1食500円

(3) 食事内容 高齢者向けの食事（ごはん・みそ汁・おかず）

※ごはんは柔らか目、おかずは薄味、脂分を少なめに調製しています。

※カロリー制限食やきざみ食などの特別食には対応していません。

(4) 献立 献立表は毎月配付します。また、毎食の献立は食事と一緒にお渡ししています。

(5) 配食容器 調理された食事は、保温のため食器を外箱に納めて配食します。

(6) カロリー 1食500～650キロカロリーを目安に調理しています。

## 3 配食の休止日

日曜、国民の祝日（振替休日を含む）、お正月三が日（1月1～3日）は配食をお休みします。

## 4 申込みの方法

「水戸市高齢者等在宅生活支援配食サービス利用申請書」「アセスメント表」を記入し、高齢福祉課に提出してください。

「留守時配達場所見取図」（申請書裏面）には、家屋の見取り図に不在時の置き場所や家屋の入り口、利用者の様子などをわかりやすく記入してください。（鉛筆書き不可）

なお、同一世帯であっても利用者1名ごとに申請が必要です。

## 5 利用事業者の選択

配食事業者は次のうちからお選びください。（令和3年4月1日現在）

● 宅配クック1・2・3 水戸市新荘2-7-35 東マンション1F  
（株式会社 サリックス）

● まごころ弁当水戸店 水戸市元吉田町1626  
（株式会社 FORLINKS）

※配食先の確認等のため、配食事業者が訪問調査する場合があります。

## 6 その他

本事業は、在宅生活における食生活の改善および健康増進を図ることを目的とし、日常的な栄養バランスを考えた献立をもとに配食をおこなっております。よって、以下の点について、あらかじめご留意ください。

● 1週間に2～5日間、利用開始から1か月以上の継続的な利用をお願いいたします。

● 申請後の利用日変更は可能です。「利用日変更届」の提出が必要です。（随時受付）

● 利用事業者の変更は可能です。「業者変更届」の提出が必要です。（年度内1回限り）

## 7 問合せ先

● 水戸市高齢福祉課 高齢福祉係 電話232-9174